

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

地域再生「中海・宍道湖・大山圏域のローカルT O グローバルイノベーション」～
産学・医工連携の先進圏域を目指して～

2 地域再生計画の作成主体の名称

鳥取県米子市、境港市、島根県松江市、出雲市及び安来市

3 地域再生計画の区域

鳥取県米子市、境港市、西伯郡日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日野郡日南町、
日野町、江府町、島根県松江市、出雲市及び安来市の全域

4 地域再生計画の目標

中海・宍道湖・大山圏域は、ラムサール条約登録湿地である中海・宍道湖沿岸の
5市（米子市、境港市、松江市、出雲市及び安来市、以下「圏域5市」という。）に、
中国地方最高峰の大山周辺7町村を加え、鳥取県及び島根県の県境をまたぎ中央に
位置する、人口66万人の山陰の中核地域である。

この圏域は、特殊鋼技術をはじめ優れた技術を有する特色ある産業が発展し、鳥
取大学医学部附属病院や島根大学医学部附属病院、島根県立中央病院、松江赤十字
病院など高度な医療技術を持つ総合病院や各種福祉施設が集積し、医療・福祉の充
実した地域である。こうした圏域の強みを活かし、産学・医工連携事業を推進し、
圏域内企業の優れた技術を活かした医療機器等の実用化を図り、圏域の新たなブラ
ンドとすることによって、国内外を視野に入れた力強い産業圏域を形成し、雇用の
創出と人口流出の低減、さらには人口の流入を実現し、「住みたい圏域」を目指す。

【数値目標】

(単位;件)

	平成29年 3月末	平成30年 3月末	平成31年 3月末	平成32年 3月末	平成33年 3月末
圏域内企業の優れた 技術を活かした医療 機器等の実用化件数	—	—	2 (2)	2 (4)	2 (6)
入口・開発・出口の各 支援事業の相談件数	—	100 (100)	100 (200)	100 (300)	100 (400)
入口支援事業により 研究事業へのマッチ	—	5 (5)	5 (10)	5 (15)	5 (20)

ング成立件数					
--------	--	--	--	--	--

※ 研究・開発の成果が見込まれる平成 30 年度から、各年度 2 件の医療機器等の実用化件数を数値目標とする。() 内の数字は、実用化件数の累積数

※ 相談件数及び成立件数は、平成 29 年度の支援事業開始から各年度に設定する。() 内数字は累積数。

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

この圏域では、鳥取大学及び島根大学の両医学部、米子工業高等専門学校や松江高等工業専門学校、地元事業者、地元自治体が相互に協力する産学・医工連携を進め地方創生に取り組んでいるところであるが、その取組はそれぞれ個々に行われているのが現状である。そうした現状の中、製品化につながった医療器具等があるものの、圏域内に医療機器販売業等の許可を持つ事業者が少なく、医療機器開発や販路開拓支援の面ではボトルネックとなっている。また、海外に向けての販路開拓においては、ISO13485 取得が求められるが、この分野に関してもノウハウを含め、支援体制の弱さが課題となっている。

本計画では、ボトルネックとなっている分野を中心に、入口・開発・出口支援の充実を図り、目標の実現に向けた取組を行っていく。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

地方創生推進交付金（内閣府）【A3007】

① 事業主体

中海・宍道湖・大山圏域市長会

（構成市；米子市、境港市、松江市、出雲市及び安来市）

② 事業の名称

中海・宍道湖・大山圏域のローカル T O グローバルイノベーション

～産学・医工連携の先進圏域を目指して～

③ 事業の内容

本計画では、ボトルネックとなっている分野を中心に支援体制の充実を図っていく。具体的には、医工連携コンシェルジュ（仮称）を配置し、医療機器メーカー等からの部材供給・量産・OEM供給などに応じるため、ものづくり企業とのマッチングなどを行う「入口支援事業（仮称）」、研究開発に向けた助言・指導、改良ニーズの提供、許認可申請方法などの相談支援を行う「開発支援事業（仮称）」、実用化・製品化された器具等の圏域内外への販路開拓や ISO13485 取得等の助言・指導を行う「出口支援事業（仮称）」を展開する。

また、支援事業を展開する体制を、段階を経ながら組織化することを検討し、

将来的には自立・自走できる組織としての運営を目指す。

④ 事業が先導的であると認められる理由

【自立性】

本計画における医工連携各種支援事業を継続的に実施するためには、支援体制の構築から組織化に向けて運営が軌道に乗るまでの間を行政が支援し、経済界主導への調整を図っていく。具体的には、支援事業の展開に併せ、事業運営組織が事業対価により収入を得ることができる方策を検討・試行し、段階を経ながら、将来的（平成32年度以降）には自立・自走が可能な組織を目指す。

【官民協働】

中海・宍道湖・大山圏域市長会と同圏域の経済界が、地方創生が始まる以前から、県境や自治体の枠を越えた官民連携により、「圏域の振興ビジョン」や「圏域版総合戦略」を策定し、観光・産業・環境・連携と協働の4本柱による各種事業を一体的に展開している。本計画においては、それぞれ個々で行われていた産学・医工連携を、市長会と経済界がさらなる連携を図りながら支援事業を圏域展開し、ボトルネックとなっている分野の課題解決を図っていく。

【政策間連携】

本事業の推進と併せ、雇用機会の創出やU I J ターン事業による定住対策、医療ブランドの確立による地域医療・福祉対策を講じることで、力強い産業圏域を形成し、人口流出の低減、さらには人口流入の実現など、住みたい圏域づくりを一体的に推進する。

【地域間連携】

本圏域は圏域内交流が盛んであり、産学・医工連携においてもその取組を進めているところである。県境越えた5市がさらなる連携を図り、さらには、鳥取・島根の両県などの各自治体や経済界の相互連携、中国経済産業局が主宰する「医の芽ネット」との連携などにより、一体となった産学・医工連携事業の展開を図る。

【その他の先導性】

特になし

⑤ 重要業績評価指標（KPI）及び目標年月

(単位;件)

	平成29年 3月末	平成30年 3月末	平成31年 3月末	平成32年 3月末	平成33年 3月末
圏域内企業の優れた技術を活かした医療機器等の実用化件数	—	—	2 (2)	2 (4)	2 (6)
入口・開発・出口の各支援事業の相談件数	—	100 (100)	100 (200)	100 (300)	100 (400)

入口支援事業により 研究事業へのマッチ ング成立件数	—	5 (5)	5 (10)	5 (15)	5 (20)
----------------------------------	---	----------	-----------	-----------	-----------

※ 実用化件数は、研究・開発の成果が見込まれる平成 30 年度から、各年度 2 件を評価指標とする。() 内数字は実用化件数の累積数。

※ 相談件数及び成立件数は、平成 29 年度の支援事業開始から各年度に設定する。() 内数字は累積数。

⑥ 評価の方法、時期及び体制

毎年度、圏域 5 市の推進組織（評価委員会等）から推薦された産官学金労言の有識者により構成する「推進委員会」において、効果の検証を行うとともに、必要に応じて総合戦略や今後の事業運営に反映させる。なお、K P I 達成状況及び効果検証結果については、市長会ホームページ及び圏域 5 市のホームページで公表する。

⑦ 交付対象事業に要する経費

①法第 5 条第 4 項第 1 号イに関する事業【A3007】

総事業費 80,500 千円

⑧ 事業実施期間

地域再生計画認定の日から、平成 33 年 3 月 31 日（5 ヶ年度）

⑨ その他必要な事項

特になし

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

該当なし

6 計画期間

地域再生計画認定の日から平成 33 年 3 月 31 日

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標達成状況に係る評価の手法

毎年度、達成状況を確認するため、毎年度各指標の集計を行い、圏域 5 市の推進組

織（評価委員会等）から推薦された産官学金労言の有識者により構成する「推進委員会」において、効果の検証を行うとともに、必要に応じて総合戦略や今後の事業運営に反映させる。

目標 1

圏域内企業の優れた技術を活かした医療機器等の実用化件数については、圏域市長会が、毎年度末に集計する。

目標 2

入口・開発・出口の各支援事業の相談件数については、圏域市長会が、毎年度末に集計する。

目標 3

入口支援事業により研究事業へのマッチング成立件数については、圏域市長会が、毎年度末に集計する。

7-2 目標達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

(単位；件)

	平成 29 年 3 月末	平成 30 年 3 月末	平成 31 年 3 月末	平成 32 年 3 月末	平成 33 年 3 月末
圏域内企業の優れた技術を活かした医療機器等の実用化件数	—	—	2 (2)	2 (4)	2 (6)
入口・開発・出口の各支援事業の相談件数	—	100 (100)	100 (200)	100 (300)	100 (400)
入口支援事業により研究事業へのマッチング成立件数	—	5 (5)	5 (10)	5 (15)	5 (20)

※ 実用化件数は、研究・開発の成果が見込まれる平成 30 年度から、各年度 2 件を評価指標とする。() 内数字は実用化件数の累積数。

※ 相談件数及び成立件数は、平成 29 年度の支援事業開始から各年度に設定する。() 内数字は累積数。

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

K P I 達成状況及び効果検証結果については、毎年度、市長会ホームページ及び圏域 5 市のホームページにより公表を行う。